

平成 30 年

伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会

会 議 錄

第 2 回（8 月）定例会

8 月 13 日開会～8 月 13 日閉会

伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会



平成30年第2回（8月）伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会定例会議録目次

○議事日程（第1号）	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	1
○開会の宣告	2
○開議の宣告	2
○議事日程の報告	2
○会議録署名議員の指名について	2
○会期の決定について	2
○諸般の報告	2
○行政報告	2
○一般質問	3
西島信也君	3
波多野靖明君	8
間野みどり君	9
笹原恵子君	12
○報告第1号の上程、説明、質疑	16
○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
○議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	23
○閉会の宣告	24
○署名議員	25



平成30年第2回（8月）伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会定例会

議事日程（第1号）

平成30年8月13日（月曜日）午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 諸般の報告  
日程第4 行政報告  
日程第5 一般質問  
日程第6 報告第1号 平成29年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計予算の継続費の繰越しの報告について  
日程第7 議案第4号 静岡県市町総合事務組合の規約の一部を変更することについての専決処分の報告及び承認について  
日程第8 議案第5号 平成29年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計決算の認定について  
日程第9 議案第6号 平成30年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計補正予算（第2回）

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（8名）

1番 波多野 靖 明 君	2番 間 野 みどり 君
3番 西 島 信 也 君	4番 杉 山 誠 君
5番 笹 原 恵 子 君	6番 八 木 基 之 君
7番 柴 田 三 敏 君	8番 田 中 正 男 君

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

管 理 者 小 野 登志子 君	副 管 理 者 菊 地 豊 君
会 計 管 理 者 城 所 章 正 君	事 務 局 長 望 月 昌 浩 君
計 画 係 長 渡 辺 一 仁 君	計 画 係 長 浅 田 克 彦 君

---

職務のため出席した者の職氏名

書 記 西 島 圭 美

開会 午前9時30分

◎開会の宣告

○議長（杉山誠君） 皆さんおはようございます。これより平成30年第2回伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（杉山誠君） ただいまの出席議員は8名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（杉山誠君） 議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、管理者以下関係職員の出席を求めましたので、ご報告申し上げます。  
本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（杉山誠君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、8番田中正男議員、1番波多野靖明議員を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（杉山誠君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。本定例会の会期は、本日の1日間といったいと思いますが、これにご異議ございませんか。  
(「異議なし」との声あり)

○議長（杉山誠君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日の1日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（杉山誠君） 日程第3、諸般の報告を行います。監査委員からの法に基づく例月出納検査結果及び請願に対する処理の経過及び結果の報告につきましては、お手元に配付した資料のとおりであります。以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（杉山誠君） 日程第4、行政報告を行います。管理者より、発言を求められておりますので、これを許します。管理者。

[管理者 小野登志子君登壇]

○管理者（小野登志子君） 皆様おはようございます。どなた様も旧盆の何かとお忙しい中をご参集いただきありがとうございます。平成30年第2回伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会定例会の冒頭に当たり、行政報告を申し上げます。

まず、新ごみ処理施設整備・運営事業の補正予算についてであります。新ごみ処理施設整備・運営事業の補正予算につきましては、3月19日の伊豆市議会全員協議会、3月23日の伊豆の国市議会議員説明会、4月27日の外部講師による両市議員説明会等での内容説明を経て、5月9日の組合議会臨時会に上程しましたが、否決となりました。組合ではこれを踏まえ、6月21日の組合議会全員協議会において、改めて組合議員の皆様の

ご意見をいただいたところであります。現在、事業内容の再検討を行っており、可能な限り早い時期に債務負担行為の補正予算議案を再度上程したいと考えております。事業内容の再検討に際しては、原則として新ごみ処理施設基本計画書の内容を踏襲し、安心・安全に影響のない部分での要求水準書の見直しや、事業費算出方法の再検討などを行っております。

次に、新ごみ処理施設整備・運営事業に関する市民への情報提供についてであります。新ごみ処理施設整備・運営事業に関する市民への情報提供につきましては、2回目の「新ごみ処理施設建設計画」を両市の広報5月号と合わせて各戸配布いたしました。また、両市の広報8月号で、5月臨時会での主な質疑内容についての組合の見解を掲載しております。

今後も事業スケジュールの遅れを最小限にとどめ、新ごみ処理施設整備事業の進捗を図ってまいります。議員の皆様にはご理解、ご協力を願いいたしまして、行政報告といたします。以上です。

#### ◎一般質問

○議長（杉山誠君） 以上で行政報告を終わります。日程第5、一般質問を行います。今回は、4名の議員より、発言の通告がございました。質問は受付順に発言を許可します。申し合わせにより、1回目の発言は登壇し一括質問とし、2回目以降は自席で一問一答方式ということでお願いいたします。また、質問時間は、再質問を含めて、30分以内とされておりますので、通告時間内でお願いいたします。なお、質問通告時間の残りにつきましては、残時間表示計に表示されます。また、終了3分前と1分前にはベルにて残り時間をお知らせいたします。

それではこれより順次質問を許可します。最初に、3番、西島信也議員。

[3番 西島信也君登壇]

○3番（西島信也君） 3番、西島信也です。私は、通告に基づきまして一般質問を行いたいと思います。新ごみ処理施設建設の今後についてということでございます。去る5月9日に開催されました組合議会におきまして、当局が提案した債務負担行為額220億7,200万円の補正予算案が、反対多数で否決されたことは紛れもない事実であります。小野管理者はこの否決を受け、「重く受け止める。議員の意見をしっかりと受け止め、どこまで戻して組み立て直すのかを早急に考えたい。」と新聞紙上で述べておられます。そこで、次の点についてお尋ねをいたします。

1番目。焼却炉の規模が日量82トンという従来案です。これは5月9日に提案されたのですけれど、従来案をこれからどのように考えていくのか。

2番目に、100トン未満の焼却炉では、ごみ発電の効率が非常に悪い、という通説があるわけですけれども、このごみ発電につきましてどのようにお考えでしょうか。

3番目。D B O方式につきましては、維持管理費が異常に高額となるおそれがあるが、今後どのように修正するのか。5月9日に提案を否決されたわけですから、管理費が20年間で113億円という、これはよそに比較して非常に高いということですが、これをどのように修正していくのか。

それから4番目。債務負担行為額220億円の否決の最大理由は、他の自治体の焼却炉建設と比較して、トン当たりの建設費、維持管理費があまりに高額であったからと思われますが、これをどのようにして正常値にもっていくのか。正常値というのはよそと比較

してほどほどの値段はどれくらいかということなのですけれど、これにつきまして、どのように値下げを図っていくのか、ということをお伺いいたします。以上です。

○議長（杉山誠君） 西島議員の質問に対し、答弁を求めます。管理者。

[管理者 小野登志子君登壇]

○管理者（小野登志子君） 西島議員のご質問にお答えします。1、焼却炉の規模について、でございます。1日当たり82トンの施設規模につきましては、2市の一般廃棄物処理基本計画に基づき設定しているものであり、適切な規模であると考えております。また、災害ごみを処理するための能力も見込んでおりますが、過日の西日本豪雨被害の状況を見ましても、災害に備えた一定の処理能力を確保しておくことは重要であると考えております。

次に、2です。ごみ発電の効率について、でございます。現在、100トン未満の施設においても、発電設備の技術革新により効率よく発電ができるようになったということになりますので、比較的小規模であっても発電設備を設置する施設が多くなっているようあります。かつてのように、発電効率が非常に悪い、ということは聞いておりません。

3です。DBO方式では維持管理費が異常に高額となるおそれがある、ということについて、でございます。DBO方式を採用するにあたり、金額の算出においては、公設公営方式に比べて10%の削減期待値を見込んでおります。民間の経営力や技術力を活用することで、経済性や効率性の高い施設の維持管理を行えることがDBO方式のメリットであり、多くの自治体が採用しております。しかしながら、今般の5月臨時会での否決を踏まえ、事業費削減に向け、今一度、金額を精査しているところであります。

4、トン当たりの建設費・維持管理費について、でございます。廃棄物処理施設の建設費用については、全国の他事例とはその条件がそれぞれ違うため、一概にトン当たりの価格で比較することはできないと考えております。維持管理費につきましても、人員数・雇用体制等に違いがあり、他自治体との比較は難しいのでは、と考えております。しかしながら、組合では現在、5月臨時会での否決を受けまして、安心・安全の確保を最優先としたうえで、事業費の削減に努めているところであります。以上です。

○議長（杉山誠君） 答弁が終わりましたので、再質問を許します。再質問はござりますか。西島議員。

○3番（西島信也君） それでは、再質問をさせていただきます。最初に、焼却炉の規模等についてであります。今、管理者は、焼却炉の規模等についてはこれでいく、というお話をしたわけですけれども、私はこれについては、根本的に見直さなければならないと思っているところであります。すなわち、基本計画全体について見直しをしなければならない、と私は思います。

この基本計画というのは、平成29年3月に作成したものであります。この中では、平成32年の人口が伊豆市3万1,000人、伊豆の国市4万8,000人、合計7万9,000人ということで、これは2年後ですから大体この程度。あるいはちょっと少なくなるかもしれませんね。これが、国立人口問題研究所というところがあるのですけれど、そこでは平成52年の伊豆市及び伊豆の国市の人口、これは正確に言うと2045年の予想が出ているわけですけれど、それを類推します。当局側が示した基本計画に書いてある人口が大体6万6,000人。7万9,000人が20年後には6万6,000人になっている。人口問題研究所の推計では、伊豆市1万9,000人、伊豆の国市3万8,000人、合計5万7,000人となり、組合の基本計画では9,000人多く見積っているわけです。ごみ量はどうか、というふうになるわけで

す。ごみは、今現在燃やしている数量が、年間約2万トンです。これに新しいごみを約1,500トン入れるわけですけれど、平成52年、20年後はどうなっているかというと、2万トンで計算しています。20年経っても1,500トンくらいしか減らないと、そういう計算をしているわけです。しかしながら、ごみ量は人口に比例して減ったり増えたりするというのには当り前の話で、人口から換算しますと、ごみ量は1万5,500トンでいいわけです。私の計算ですと、大体27%減るということになります。基本計画の、この時点の設定が非常に甘いということが言えるわけです。

それから、新しいごみも入れるということで82トンにしたということですけれども、その中で管理者からもお話をありました。災害ごみが7.5トン入っているわけですね。なぜ7.5トンかというと、実際に燃やす量は73~74トンなのですけれど、それに10%上乗せして7.5トンを入れて82トンにしたと、こういうことが基本計画に書いてあるわけです。災害はいつ起きるかわかりません。災害ごみは確かに出るわけですけれど、現実的に、災害ごみは今どうしているかということです。西日本豪雨でも、災害ごみが大変出ています。一昨年の熊本地震の災害ごみも大変出ているわけです。私は、熊本県庁へ「どうなっているのか」と電話しまして、そうしたら、「詳しいことは一番被害のあった益城町というところへ聞いてくれ」と言わされました。それで、益城町の担当課へ電話しました。益城町は、益城町他1町1村で組合を作っています。そこで聞いたわけですけれど、「一切、自分たちの焼却炉では燃やしていない」と。災害で出た生活ごみは燃やしていますが、しかし、そういうものはわずかである。主なものは、住宅の倒壊であるとか、そこで出たごみ、柱とか疊とか土壁とか色々出るわけです。そういうものを一切燃やしていない。どこがどうしているのかというと、全部、産業廃棄物業者に頼んでいるということです。これは、国から災害ごみの補助金が出ていますから、確かに全額出ていると言っていますけれど、とにかく全部、産業廃棄物業者が燃やしていると、一般廃棄物を燃やしているところではそんなものは燃やせないと、そういう回答だったのです。したがって、現実的に災害ごみは出るわけですけれど、災害ごみをどうするか。燃やしてないもの、燃やせられないものを焼却炉に上乗せするということ自体がおかしいのではないかですか、と私は思うわけです。

したがいまして、第1番目、焼却場の廃棄物の量82トン、他にも新しいごみも色々問題があると思いますが、新しいごみを年間1,000トンくらい予想しているわけですけれど、これについても現実的でないじゃないですか。災害ごみだって出でない。新しいごみについては出てくるかどうかもわからない、そういうところをこれからどのようにするのか、もう一度お答えをお願いしたいのですけれど。82トンという従来案を検討していただけますか、どうですか、ということをお伺いします。

○議長（杉山誠君） ただいまの質問に対し、答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） 1点目の、82トンの規模でございますけれど、こちらにつきましては、構成市の一般廃棄物処理計画に基づきまして、これだけのごみが出るということ、我々が計画しているものは平成34年度が最大のごみ量になるということで、今の炉の規模を設定しております。西島議員のおっしゃるとおり、人口は減ってくるということではありますけれど、ただ、最大ごみ量の時のごみをどうするのかといった時に、そのごみ量が処理できない、という施設規模を組合として設定するということはできませんので、やはり、最大排出量をもとに施設規模を見込んでいるというものでございます。

2点目の災害ごみの処理ですけれど、議員がおっしゃるように、九州あるいは西日本

豪雨の被災状況を見ますと、一般廃棄物処理施設のある自治体で処理していないではないですか、ということですが、一義的には災害ごみについては自治体の事務でありまして、処理することになります。それで賄えない場合については、県内市町の広域化、あるいは県内で賄えなければ県を越えた広域化と、ステップがあるわけでございます。当然、自区内処理できる一般廃棄物は、その時の災害の程度、どんなごみが集まってきたかの状況、1次仮置き場・2次仮置き場でどのような分類状況になっているかにもよると思いますけれど、極力、災害ごみについても自区内処理というのが原則でございますので、廃棄物処理施設の規模に災害ごみを算定するというのは妥当であると思います。これにつきましては、国のはうで、災害ごみの処理量を規模に含めなさい、ということで色々なところでうたっております。一例を申し上げますと、廃棄物処理施設整備計画、これは廃棄物処理法で平成30年6月に策定されたのですけれど、5年間の国の廃棄物処理施設整備計画ということで、自治体の指針となるようなものですが、その中でも、災害廃棄物の処理量を見込んだ規模に努めなさい、ということで書かれております。これは一例でございますけれど、色々なところで、災害廃棄物の処理については、自区内の規模に含めて、あるいは広域で処理しなさいということで書かれてきております。以上です。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。西島議員。

○3番（西島信也君） 災害ごみのことについてお話をあったわけありますけれど、自治体の中には災害ごみを入れていないところはたくさんあるのです。現実的に処理できないものを何で入れるのかと、これが非常に問題です。災害ごみを入れるのには、ピットのところから変えなければならないのですよ。一般生活ごみを処理するようなピットでは、10トンダンプが来たら入らないですよ。私はそう思うのですけれど。これは是非また検討をしていただきたいと思います。

2番目。ごみ発電のことについてです。100トン未満の焼却炉では発電効率が非常に悪いということは、これは常識になっているわけです。最近では改善されたというお話をありましたけれど、そういう話を私はあまり聞いていません。今、無理やりごみ発電をするとしたら、どういうことになるかといいますと、私が考えるに、場内で使う電気はおそらく、東電から買った場合、大体3,000万円から4,000万円くらいではないかと思います。売電が2千万円できるというお話をございますが、それはそうかもしれませんけれど、現実的に、燃やす量が1日に大体70トンくらいだと思うわけです。場合によって、2基いっぺんに燃やせば90トンくらいになるのかもしれませんけれど、1基だと40トンしか燃やせないわけです。1基でごみを燃やすと、ほとんど発電できないと言われているわけですけれども。これが、先ほども言ったように、ごみがどんどん減っていくというふうになるわけです。先ほど、20年後はどうだと言いましたけれど、20年後は日量50トン前後になるのではないかと思うのです。始めの5年間くらいは全体で、場内で使う分と売電を含めて、大体4,000万円から5,000万円くらいは発電できるかもしれないけれども、20年経ったらほとんどゼロになってしまいます。20年経ったらほとんど発電できなくなってしまうのです。それなのに、発電設備に10数億円の建設費をかけて、1年間の発電設備の維持費が1億円かかるわけですよ。こんなものは、発電した方がいいかしない方がいいかというのは、誰が考えたって、小学生が考えたってわかります。一目瞭然の話ではいですか。当局側は、発電設備を造らなければ余熱利用ができないということで、交付金が受けられないということを言っているわけですけれど、環境省はそう言っているかもしれないけれど、それは交渉ですよ。交付金の関係については、どうし

ても出してくれと、こういうことをすれば出してくれると言えば、国のはうだって、わざわざ自治体をいじめるようなことはしないと思いますからね、絶対に出してくれる。それは管理者の交渉にかかるてくるわけですよ。ですから、私は管理者に期待をしたいと思うわけですけれど。

いずれにせよ、ごみ発電の問題と、高すぎる維持管理費、この113億円というのは、何百トンもごみを燃やす、そういう大きなところでしたら113億円でもいいかもしれませんよ。だけれど、それをこんな小さい、実質的には70トン以下のごみ焼却場で、同じようにDBOで公設民営だということでやって20年先まで決めるなんてことは、これは絶対に自治体のためにならないと思います。お金がかかり過ぎます。ですからとにかく、こんなDBOなんてことは、こんな小さな焼却炉では、やればやるほど損になる、と私は思います。ごみ発電とそれからDBOも一緒に聞いてしまいますけれど、これからどういうふうにやっていくのでしょうか、検討していただけるのでしょうか、お伺いします。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） 議員のご質問にお答えします。最初にごみ発電に対する考え方ですけれど、こちらにつきましては5月9日の臨時会の際に同様な質問が出来まして、当組合で考えている施設につきましては、ごみ発電設備を付けたほうが、メリットが高いという結論が出ております。メリットが高いということと、国の循環型社会交付金の制度そのものの考え方方が、循環型社会に貢献するということで、ごみ焼却場というのはエネルギー回収施設という分類であります。エネルギー回収型施設の中で色々エネルギーの使い方があり、ごみ発電を筆頭に、蒸気のかたちで循環させたり、お湯のかたちで再利用したりするものがあります。中でも、ごみ発電というのが一番、低炭素社会に貢献するという度合いが高くて、けれどその分施設もかかるということで、交付金の金額も大きくなっているということあります。そういう意味からでも、発電設備を設置するという考えでおります。

2つ目の、DBOの運営費。こちらが高いということと、20年間が長すぎるということでおざいますけれど、DBO方式の検討に際しては平成22年度くらいから、ごみ処理施設の整備手法というのを検討してきてまして、その中でDBOということは、官民連携事業ということでこのごみ処理施設を整備していくこと、ということになっています。官民連携事業ということで、その中の一つとしてこのDBO方式があるわけですけれど、バリュー・フォー・マネーということで以前も説明させていただきましたが、公設公営でやるよりも、DBO、公設民営でやる方が、メリットが高いと。メリットが高いということは経費も抑えられるということと、サービスの最大化ですね、サービスの質も得られるということでこのDBO方式を採用しているものであります。こちらについては、近年、色々な自治体でDBO方式、20年間の維持管理を含めた運転管理ということでこの方式を採用していることからも、やはり自治体にとってメリットがある方式である、というふうに考えております。

○議長（杉山誠君） 管理者。

○管理者（小野登志子君） 西島議員のご質問にお答えをいたします。国も悪いようにはしない、頭を下げて「金をくれ」と頼め、というお話をしたよね。国というのはまったく「ごみは自分の自治体で片付けろ」と、非常に厳しいのですよね。その言葉の乾かない時に同じように「広域化でやれ」と。自分のところで片付けろ、広域化でやれ、と。おっしゃるように、ゆくゆくは7万人台になるかもしれないこの2市が、果たして広域

かどうか、ということを環境省へと聞いてまいります。おっしゃるように、環境省に頭を下げて「金をくれ」と頼め、ということですから、行ってまいります。以上です。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。西島議員。

○3番（西島信也君） 今、管理者の方から、そういうことで検討をしていただくというお話がありましたので、是非お願ひしたいと思います。私が質問しているのは、要するに、5月9日に出して否決された債務負担行為額220億7,200万円、これが高いと。いくら高くていい、ということであればいいですけれど、それは~~釈迦~~に説法ですけれど、自治体には色々な事務があるわけですよね。ごみ処理も一つの事務ですが、まんべんなく住民の期待に応えていくことが自治体の役割なのですね。一つのところへこんな220億もかけてやって、そうしますと、これはいいかもしれませんけれど、他のことができなくなる。ですから、住民の福祉ということを第一に考えてやっていただきたいです。ごみ処理だけではない、ということで、是非、経費削減を図っていただきたいと思うのです。質問を終わります。

○議長（杉山誠君） これで西島信也議員の一般質問を終了いたします。

○議長（杉山誠君） 次に、1番、波多野靖明議員。

[1番 波多野靖明君登壇]

○1番（波多野靖明君） 1番、波多野靖明でございます。通告に従い、一般質問を行います。合併特例債の活用についてです。今年、国会で合併特例債の発行期限を再延長する改正特例法が可決、成立されました。その背景には、各地で災害が起り、建設需要の高まりと公共事業の入札不調が相次いだことで、発行期限内に整備を終えなければならない市町村から延長の声が上がったことが理由でございます。そして、合併特例債が今年さらに延長になったことで、この度の事業に利用すれば、市民の負担は大幅に軽減されると思われます。

そこで質問いたします。一部事務組合が、両市に「合併特例債を使え」と依頼することはできないのかもしれません、両市が現在考えている廃棄物処理計画に合併特例債の利用をした場合の、両市の負担額のおおよその金額でよいので教えていただきたいと思います。

○議長（杉山誠君） ただいまの波多野議員の質問に対し、答弁を願います。管理者。

[管理者 小野登志子君登壇]

○管理者（小野登志子君） 波多野議員のご質問にお答えします。本年度に入り、合併特例債の期限が5年間延長されることとなり、伊豆市、伊豆の国市とも、ごみ処理施設整備事業を「新市まちづくり計画」に位置付けていることから、現行の建設スケジュールの中で、当組合への負担金の財源として合併特例債を活用することが可能となりました。

この合併特例債の活用については、議員ご指摘のとおり、構成市の判断によりますが、合併特例債が両市にとって、ごみ処理施設整備に係る財政負担を軽減する有効な手段となり得るため、その活用を念頭に組合、伊豆市、伊豆の国市の3者で協議を進めていきたいと考えています。

ご質問の、合併特例債を利用した場合の両市の負担額について、5月臨時会でご審議いただいた事業費に対する百万円単位での試算でございますがお答えいたします。

設計・建設費105億4,600万円に対し、合併特例債の充当可能額は70億4,700万円で、これに対する交付税措置は49億3,200万円が見込まれます。循環型社会形成推進交付金31億2,900万円を活用すると、設計・建設費に対する両市の一般財源の実質負担額の合計は、

事業費の23.5%、24億8,500万円となります。一般廃棄物事業債を充当した場合の一般財源の実質負担額は、事業費の43.8%、46億2,500万円と見込んでいたため、合併特例債の充当により、21億4,000万円の負担軽減になると考えられます。以上です。

○議長（杉山誠君） 答弁が終わりましたので、再質問を許します。再質問はございますか。波多野議員。

○1番（波多野靖明君） 今、お答えいただいたように、かなり軽減されるということで、合併特例債を使わない手はない、と私は思っております。そこで、今回の合併特例債期限の延長において、伊豆市・伊豆の国市それぞれの期限というのはいつまでになったのかお答え願います。

○議長（杉山誠君） ただいまの質問に対し、答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） 波多野議員のご質問にお答えします。合併特例債の適用期限につきましては、伊豆市が平成36年度、伊豆の国市が平成37年度となっております。当然、合併特例債を使うということになりますと、当該年度内に事業を完了しておかなければならぬことになります。以上です。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。波多野議員。

○1番（波多野靖明君） 平成36年度と37年度ということで、5月の臨時議会で否決されたことでかなりスケジュール的に難しいのではないか、厳しいのではないかと思うのですけれど、合併特例債の期限を見据えまして、新ごみ処理施設建設のスケジュールを今後どのように想定しているのか。先ほど質問では、災害ごみの件なども話が出てきましたが、本当にいつどこでどのような災害が起こるかわからない時でございます。そのスケジュールをどのように想定しているのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） ご質問にお答えします。合併特例債のスケジュール、事業計画ですけれど、組合では5月臨時会での補正予算の否決を受けまして、事業内容の再検討をしているところであります。現有施設4施設も老朽化が進んでおりまして、組合の事業スケジュールの遅れは最小限にとどめたいと思っております。仮に、事業スケジュールが当初から半年遅れということを想定しますと、施設の完成は平成34年9月となり、伊豆市の合併特例債の期限が平成36年度ですので、合併特例債の期限には間に合う、という計算ではあります。

しかしながら、工事が3年間に渡りますので、その間、災害があつたり、あるいは何らかの影響で工事が延期したりする可能性もゼロではないため、合併特例債期限内に確実に事業を完了できるように、これ以上の事業の遅れは避けたいと考えております。以上です。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。よろしいですか。それではこれにて、波多野靖明議員の一般質問を終了いたします。

○議長（杉山誠君） 次に、2番、間野みどり議員。

[2番 間野みどり君登壇]

○2番（間野みどり君） 2番、間野みどりでございます。先ほどから、管理者の行政報告などを聞き、同様な質問になり、お答えも見えてまいりまして、重複するところがありますが、確認という意味でやらせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

1、今後について。債務負担は否決されましたが、佐野地区の請願、伊豆市佐野区に建設するごみ焼却場建設に関する請願書は採択されました。2市で行う組合の枠組みや、

基本計画に則って、これから進める方向でよいのでしょうか。お伺いいたします。

2、災害ごみについてどのように考えますか。西日本豪雨災害をテレビ報道で見るにつけ、災害ごみの処理の大変さを目の当たりにし、前回までに一部の議員の中にその必要性を否定する意見がありましたが、私はやはりその必要性を強く感じました。その点について、管理者はどのように考えていますか。

重複するようで申し訳ありません。確認の意味でよろしくお願ひいたします。

○議長（杉山誠君） ただいまの間野議員の質問に対し、答弁を願います。管理者。

[管理者 小野登志子君登壇]

○管理者（小野登志子君） 間野議員のご質問にお答えします。1、今後の方針についてですが、組合では、5月臨時会での否決を受けまして、現在、要求水準書の見直し等を行い、再度の補正予算上程に向けて準備を進めているところであります。建設地の決定に長い年月を費やし、地元の皆様のご理解をいただいた経緯からも、当然に2市の枠組み・基本計画は維持し、事業スケジュールの遅れは最小限にとどめられるように努力してまいります。

次に2、災害ごみについてです。間野議員のご指摘のとおり、今回の西日本豪雨被害での状況からも、施設規模に災害ごみ処理の能力を見込むことは不可欠なことあります。災害の有無や規模を予測することは不可能ですが、両市の計画に沿って災害への備えを行うことは、両市民にもご理解いただけるものと考えております。以上です。

○議長（杉山誠君） それでは再質問を許します。再質問はございますか。間野議員。

○2番（間野みどり君） お考えを聞き、ちょっと安心したというのが事実でございます。実は、前回の議会で管理者のお話を聞いた一部の市民の方が、やはり方向性がどうなのだろうか、一生懸命に2市で頑張って造っていくという気持ちは本当なのだろうか、という、ちょっと不安を抱いた市民の方たちから問い合わせがありました。しかし、今の管理者のお話で、色々なことを検討しながら前に進むという姿勢が見えましたので、私はそれで納得いたしました。ちょっと心配なのは、一体どこをどのように改良していくたら、どのように市民の方たちに理解していただけるのか、という点もあります。その点についてはどうお考えでしょうか。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） 間野議員のご質問にお答えします。今後、どのようなところを改良していくかということですけれど、ごみ処理施設整備にあたりまして、まず予算の確保というのが大前提になりますので、5月臨時議会の補正予算案の否決を受けまして、事業費を見直さなければならないということで考えております。

事業費は、建設費と運営事業費があるのですけれど、建設費につきましては、管理棟などですね。今現在ですと、管理棟と工場棟は別棟を基本としているのですけれど、工場棟の中に含めてしまってはどうか、あるいは、見学施設の見直しの中で、プラントの機器の配置等で少し削減が見込めるのではないかということで検討しております。

もう一つの、運営維持管理の面につきましても、ICT技術、情報伝達技術等の発展で、遠隔監視システム等を使って、もう少し、運営管理でも人員が減らせないかという省人化、省力化できないかということもあわせて、さらに検討しているところでございます。以上です。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。間野議員。

○2番（間野みどり君） よくわかりました。その件につきましては、佐野地区の方だけ

でなく、旧天城湯ヶ島町の方たちも本当に心を一つにして希望しているということを感じておりますので、是非その面でもよろしくお願ひいたします。

2番の再質問です。今までの議論の中で、災害ごみは数年に1回、何十年に1回なのだから、自分たちのところで処理しなくとも、他のところに任せろ、という議論がありました。私は、それは自己中心的な考えだと思っております。他のところに迷惑をかけずに、自分のことは自分のところで、と考えています。そのような中、テレビの報道を見まして、今、一番困っているのは、冷蔵庫の中の腐ったものが悪臭を放って、地域に蔓延している。衛生上も悪く、その処理に困っているということを聞きました。こちらの組合でも、そういったことの対策はお考えでしょうか。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） 議員のご質問の、災害ごみの中でも、そういった冷蔵庫の中のごみなどですが、構成市の災害廃棄物処理計画の中で、災害ごみと言いましても元々は普通に生活していたごみが含まれます。例えば冷蔵庫を災害ごみに出す場合には、これはモラルになるかと思いますけれど、食品関係は別途袋に入れて出すような配慮は必要だと思います。当然、災害ごみの中には、避難所生活をする方のごみも出てくると思います。そうした想定の中でも、避難所から出るごみを一般廃棄物として扱いますので、ひと言で災害ごみと言いましても、一般廃棄物として処理できるものは、やはり自区内で処理をするということが自治体の責務であります。先ほどの処理能力、規模の話になるのですけれど、全く災害ごみの処理を見ないというのは、自治体としての方向性、一般廃棄物は法律的にも自区内処理となっていますので、見ないというのはいかがなものかと考えております。以上です。

○議長（杉山誠君） 管理者。

○管理者（小野登志子君） 付け足しさせてください。災害ごみというのは、冷蔵庫のごみ、なんていうものではないのです。皆さん、この中におられる方々は、どんな災害に遭遇したかわかりませんが、私はあの狩野川台風の時、14歳中学2年生であります。ですから、ほとんどの見たことは覚えているわけあります。災害ごみはそこだけで出るものではありません。伊豆箱根鉄道を遮断してしまった間宮塚本のごみは、間宮塚本のごみではないのです。そしてわがまちも、千歳橋付近から大変な流木で覆い尽くされました。こういうごみを、その当時どこに片付けたと思いませんか。本当に悲しいことです。実は伊豆箱根鉄道を遮断してしまったあの流木は、天城からずっと流れてきたものであります。だから、天城のものは天城で片付けろ、ということは言いません。そういうものではないのです、災害というのは。そのごみに、伊豆箱根鉄道はものすごく困りまして、あの願成就院、国宝運慶が5体おわします願成就院に池がありました。浄土様式の素晴らしい池で、浄土様式の寺院だったわけです。そこへ、何とかしてそこにごみを入れさせてくれというお願いに行きました。私は前住職とも、今の住職ともこのお話をしております。今の住職さんも、本当に苦しました、と。大変な文化財であります願成就院の池、しかし人々が困っているのだったら、いたしかたがないでしょうと、それに踏みきりまして、あの大きな池にその災害ごみを全部入れまして、そしてそこに寺家団地という団地ができたわけです。本当にこれは、前住職も今の住職も苦しんでおります。私もこれは本当に悲しいことだと思っております。左様に、災害ごみは誰のもの、どこのもの、どこで片付けろ、という簡単なことではできないということを私はよく知っております。ということをお答えしておきます。以上です。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。間野議員。

○2番（間野みどり君） そのお話を聞き、とてもためになりました。まだ小さかったものですから、人々が亡くなつたこと、中学生が友達を探しに行つたことなどのお話はよく聞いておりますが、そのようなお話はなく、とても参考になりました。それでもやはり、災害ごみです。できましたら、できる範囲は自分たちのまちで、自分たちの生まれたところで、解決していける範囲は解決していった方がいいと思いますし、自分たちのことは自分たちでやる心を育てることが、まちづくりにもつながると思います。そのようなことも考えながら、計画に入れていいってもらいたいと思います。一般質問を終わります。

○議長（杉山誠君） これにて、2番、間野みどり議員の一般質問を終了いたします。

○議長（杉山誠君） 次に、5番、笹原恵子議員。

[5番 笹原恵子君登壇]

○5番（笹原恵子君） 5番議員、笹原恵子です。一般質問を行います。1、災害時における廃棄物処理について。2011年の東日本大震災では、13道県で津波堆積物を除いても、計約2千万トンが発生し、処理に3年かかったそうです。あまりに多く、一部の自治体のごみ処理を国が代行する特別措置がとられました。2016年の熊本地震でも、計約300万トンの処理に2年を要しました。今回の西日本豪雨では、被害の大きかった岡山、広島、愛媛3県では、数百万トン規模になる可能性があるそうです。災害ごみは一般廃棄物となり、市区町村が処理の責任を負うということが廃棄物処理法で決められています。しかし、西日本豪雨では、処理能力を超える部分については、自治体間で連携して広域処理するよう環境省が言っています。被災地の様子を知らせる映像では、道路にうず高く積まれたごみの山が、改めて災害の悲惨さを物語っています。災害ごみについて、待ったなしの対策が必要とされていますが、本組合の場合はどうになっていますか。

2、施設のコンパクト化について。ごみ処理量については大きく変動しない、との試算ではありますが、この金額ありきで進められている感があり、施設規模に対してあまりに高額な建設費と維持管理費をどのように減額していくのか、ということについて、あらゆる方向から考える必要があります。より施設のコンパクト化を図るべきではないかと思いますが、付帯施設建設に関する必要性と、費用対効果についてはどのように考えてていますか。

○議長（杉山誠君） ただいまの笹原議員の質問に対し、答弁を願います。管理者。

[管理者 小野登志子君登壇]

○管理者（小野登志子君） 笹原議員のご質問にお答えします。1、災害時における廃棄物処理についてであります。組合では、両市の災害廃棄物処理計画に基づき、静岡県第4次地震被害想定レベル1で想定している災害廃棄物の可燃ごみを3年間で処理する場合の量として1年当たり3,310トンを見込んで、1日当たり82トンの施設規模を決定しております。

次に、2です。付帯施設の必要性と費用対効果、施設のコンパクト化についてであります。焼却炉本体以外の付帯施設として大きなものは発電設備がございます。従来からご説明させていただいておりますとおり、施設整備にあたり、国の循環型社会形成推進交付金を受けるためには、エネルギー回収率の交付要件を満たす必要があります。当組合の計画では施設外での余熱利用がないため、発電により交付要件を満たすことになります。また、発電による売電収入が見込まれ、費用対効果が得られるることを試算してお

ります。

その他の付帯施設につきましては、新ごみ処理施設基本計画の整備基本方針に則り、必要最低限の設備としております。事業費削減のための施設のコンパクト化ということにつきましては、5月臨時会での否決を受けまして、安心・安全の確保を最優先としたうえで、要求水準書の見直しを行い、再度の補正予算上程に向けて準備を進めているところであります。以上です。

○議長（杉山誠君） それでは、再質問を許します。再質問はござりますか。笹原議員。

○5番（笹原恵子君） それでは、再質問をさせていただきます。災害での大変な被害ということについては、管理者に色々お話を伺いました。ごみ処理施設自体が被災するということは十分考えられますけれども、この場合の修理、改修についての費用負担についてはどうのようになっていますでしょうか。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） 笹原議員のご質問にお答えします。ごみ処理施設が被災した場合の修理ということですけれど、今計画しているごみ処理施設は、震度6強のレベルに耐えうる施設を考えております。万が一被災して運転ができなくなった場合、関係者と協議して、その程度にもよりますけれど、構成市からの負担をいただくということも想定しております。以上です。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。笹原議員。

○5番（笹原恵子君） その災害の大きさにもよるということでしょうけれども、ということは、計画の中の、予算の中には、被災に関する被害の額というものは含まれていない、ということでおろしいのでしょうか。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） ご質問にお答えします。災害の時の、運営会社あるいはこちらの発注者とのことでリスク管理があるのですけれど、その自然災害等については、その時に応じて協議することになっておりますので、今の事業費の中には災害によって生じた復旧等の経費は含まれてございません。以上です。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。笹原議員。

○5番（笹原恵子君） いざ災害ということになりますと、お互いに、わが身わが身で大変なことになると思いますので、ある程度の計画、そしてそのような内容のものについては詰めておく必要があるのではないか、という気がいたします。

次に、災害ごみについて、各自治体で処理ということになっておりますけれど、伊豆市伊豆の国市両市で管理するこのごみ処理施設と、それぞれの、伊豆市に対する、そして伊豆の国市に対する連携というのはどのようにになっていますでしょうか。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） 災害ごみにつきましては、構成市で災害ごみの処理計画を策定しておりますので、それに基づいて処理をされるということで、先ほど申し上げましたとおり、その自区内で、お互いに被災してしまって、当施設も被災して動かなくなつたという場合については、県内の市町間での連携ということにならうかと思います。以上です。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。笹原議員。

○5番（笹原恵子君） なぜそんな質問をしたかといいますと、実はこの災害ごみに関して、危機管理課に行って聞いてきたのです。そうしましたら、危機管理課というのは市

の組織ですので、私は、市の危機管理課がこの災害ごみに対して色々なことを考えて計画しているのかと思いましたら、そうではないと。この組合のほうでしっかりと計画を立てて、それを自分たちが貰う立場だというかたちで言われたのですね。そんなんだ、というふうに思いまして、そしてこの質問に至ったわけです。いざ災害になった時に、どこが責任を持ってその行動を起こすのか。例えば、先ほどおっしゃった仮のごみ置き場とか、そのごみの処理とか、そしてごみの分別も必要になってきます。そういう具的具体的なことをどちらがやるのかということが、組合のほうと市のほうと話ができるいいのか、と私は思ったのですが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） ご質問にお答えします。災害ごみの処理につきましては、先ほど来申し上げておりますとおり、基本的には構成市の災害廃棄物処理計画に基づいて、まず2市がそれに基づいて処理をするということになります。組合としましては当然、2市で造っている焼却場ですので、災害ごみで可燃性のものについては、組合の焼却施設へ持ち込んで処理をするということになっております。ですので、災害が起こった時の1次・2次仮置き場ですとか、収集などについては構成市の判断によるものと考えております。以上です。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。笹原議員。

○5番（笹原恵子君） 私が聞いたこととちょっと違ってくるのかと思いますので、そのあたりも確認をいただきたいと思います。災害時に発生したごみに適切に対応できるかということで、「災害対応の実績を確認する必要がある」というふうに評価項目設定にありますけれど、その、災害時に対応できるか、という内容はどういう点で評価するのでしょうか。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） 災害ごみの対応については、提案の中で受けると思います。当然、構成市からの収集、災害があれば一般の方も自己搬入されると思いますので、そのあたりは技術提案の中で協議を進めていくということになろうかと思います。以上です。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。笹原議員。

○5番（笹原恵子君） 具体的にどういう項目があるかということをお聞きしたかったのですけれど、まだこれからということなので、それはしっかりとお願ひいたします。そしてもう一つ、施設の設置計画場所の地盤高さというものがありますが、施設の設置場所の一部が狩野川水系狩野川浸水想定区域図というものにおいて、0.5メートル未満及び0.5メートルから1メートル未満の水深の浸水被害想定区域に指定されているため、基準地盤高さは浸水被害想定区域に該当する最も高い標高、約73メートルよりも1メートル以上高い74メートル以上に主要施設を配置する計画、とあります。これが調べても私のほうでよくわからなかつたので、このTP、基準地盤高さ74メートル以上ということを説明していただけるでしょうか。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） ご質問にお答えします。地盤高の72メートルが浸水想定区域の高さになっているということで、当組合では74メートルの高さまで盛土をしまして、その浸水被害を防ごう、という計画であります。

○議長（杉山誠君） 通告の内容と外れてきましたので、少し整理して再質問をお願いし

ます。笹原議員。

○5番（笹原恵子君） ちょっとずれてしまったかというふうに指摘をされましたけれど、実際に災害が起きる時は、そこに狩野川がすぐ隣にあるので、私が心配になったのは、そこが狩野川と同じであつたらかなり大変だろうと。そういうことであるならば、そこから74メートルも盛土するというという意味。ということではないですね。そうではないですね。そのあたりを具体的に、平面図はここにありますけれど、縦の、正面図などが1枚もありませんので、どんなふうに捉えたらいいのか、そのイメージが全然わきませんでしたので、簡単にお話しいただけるでしょうか。

○議長（杉山誠君） 説明をいいですか。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） ご質問にお答えします。平面図でしかありませんので、横断的には、72メートルの高さから74メートルまで、2メートルから3メートルの高さの盛土をします。具体的な造成工事というのは、今回は性能発注ということですので、その設計等も行政のほうではしません。それも含めまして業者に提案していただくことになります。当然、高さ関係は浸水想定区域の条件をクリアできる造成を考えていますので、今後、業者の技術提案の中でも詰めていきたいと考えています。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。笹原議員。

○5番（笹原恵子君） なんとなくわかったような気がいたします。次の質間に移らせていただきます。施設のコンパクト化のほうです。伊豆市伊豆の国市両市の人口の減少は間違いないけれども、それを考えた時に施設の規模縮小は避けられないと思っております。私自身は、基本計画は生かして忠実に進めることができることが賢明とは思いますが、無駄のない施設設計をめざし、無くとも全体像に影響がない部分については、縮小もしくは合棟など、合理化すべきではないかと思っております。先ほど少しおっしゃいましたけれど、管理棟、工場棟、計量棟、洗車棟とそれぞれが別個にあるというのは、私は無駄だと思いますので、それを、全部ということは無理かもしれませんけれど、なるべく一緒にする。あるいは施設に見学に来てくださった方の広いフロアを必要とするということで、着替える場所、図書室、倉庫室などといくつかに分かれている。そういう設計を見ると、もう少し何か無駄を抑えることができるのではないか、と思いました。というのは、ごみ処理自体の機能に関することは、なるべく安心安全のために動かさないほうがいいと、基本的に思っていますので、どこで予算を縮小するかと、そういうことを考えた時に、無駄ではないけれど、できることはコンパクトに、無駄のないものにしていく、そういうかたちでやっていくほうが、誰が見ても問題がないかたちにできるのではないか、というふうに考えましたけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） ご質問にお答えします。当然、笹原議員の言うように、合理的に考えるという、合理的が経済的にということに結びつく、ということで、それはもつともなご意見だと思います。当組合の計画しているプラントも、ごみを適正に安全かつ安定して処理をするという使命もございますので、やはり機能面といったものは重要視しなければならないと思います。そこにはごみの収集車、あるいは歩行者、工事が始まれば工事車両、一般のかたも入ってきたり、そういった人の動き、車の動きの動線も機能面であつたり安全面であつたりも考えなければならないということで計画しております。あとは、管理棟を工場棟と合棟にすることなどもコンパクト化の一案と考えております。管理棟の中の各部屋につきましては、こういうものを作りなさいという仕様発

注ではなく性能発注ですので、こちらの組合のある程度の要望といいますか、何十名くらいの人が入れるものとする、とか、見学に来た際にはこのくらいのテーブルを用意してこういうスクリーンを用意する、という大体のことしか言っていませんので、そのあたりは業者の提案によるというところがあります。以上です。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。 笹原議員。

○5番（笹原恵子君） 今、私が言ったコンパクト化、ということは重要だと思っております。しかし同時に、受入れの決心をしてくださった佐野地区の皆さんへの利便性というものは、しっかり確保されなければならないと思っております。公民館機能とか避難所機能などのほかに予定されているものもありますでしょうか。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） 佐野区をはじめとする周辺の住民のかたへの避難地の対処ですとか、周辺の緑地化、周囲の環境と風景と適合するようななかたちで適度に緑地帯を設けたり、公園のようなものも作るという計画であります。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。 笹原議員。

○5番（笹原恵子君） より良い施設を適正な価格で建設するという、そういう基本を崩すことなく、この計画を進めていくことが、伊豆市伊豆の国市両市民と、次の世代への責任であると、私は考えておりますので、是非、そのあたりをよろしくお願ひいたします。以上で終わります。

○議長（杉山誠君） これにて、5番、 笹原恵子議員の一般質問を終了いたします。以上で一般質問を終わります。

○議長（杉山誠君） ここで休憩を取りたいと思います。11時10分まで休憩とします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時10分

#### ◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（杉山誠君） それでは休憩を閉じ、会議を再開します。日程第6、報告第1号「平成29年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合予算の継続費の繰越しの報告について」を、議題といたします。管理者から、提案理由の説明を求めます。管理者。

[管理者 小野登志子君登壇]

○管理者（小野登志子君） 報告第1号につきましては、地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき、平成29年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計予算の継続費に関する遅次繰越額を報告するものであります。詳細につきましては、事務局長に説明をさせます。以上です。

○議長（杉山誠君） 事務局長に内容説明を求めます。事務局長。

[事務局長 望月昌浩君登壇]

○事務局長（望月昌浩君） それでは、報告第1号の補足説明をさせていただきます。議案書の3ページをお願いいたします。こちらは平成29年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計予算継続費の繰越計算書になります。

3款衛生費1項清掃費の新施設整備事業でございます。事業者選定アドバイザリー業務委託料に係るもので、平成29年度から30年度まで2か年の継続事業となっております。継続費の総額でございますが、合計欄に記載しています3,889万1,000円でございます。

平成29年度の継続費の予算現額としまして2,279万9千円、支出済額は0円、残額2,279万9千円を平成30年度に繰り越いたします。以上で説明を終わります。

○議長（杉山誠君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（杉山誠君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山誠君） それでは続いて、日程第7、議案第4号「静岡県市町総合事務組合の規約の一部を変更することについての専決処分の報告及び承認について」を、議題といたします。管理者から、提案理由の説明を求めます。管理者。

〔管理者 小野登志子君登壇〕

○管理者（小野登志子君） 本案につきましては、当組合が加入しております静岡県市町総合事務組合の規約の一部を変更することについて、専決処分といたしましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

変更の内容といたしましては、静岡県市町総合事務組合の加入団体である川根地区広域施設組合が平成30年3月31日をもって解散し、静岡県市町総合事務組合から脱退することに伴うものでございます。静岡県市町総合事務組合の規約の変更につきましては、同組合の構成団体全てにおいて議会の議決が必要となります。早急に手続きを進める必要があり、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、専決処分とさせていただきました。ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（杉山誠君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はござりますか。

〔発言する者なし〕

○議長（杉山誠君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論はござりますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（杉山誠君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。採決は起立表決により行います。議案第4号「静岡県市町総合事務組合の規約の一部を変更することについての専決処分の報告及び承認について」、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（杉山誠君） 起立者全員。よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山誠君） 日程第8、議案第5号「平成29年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計決算の認定について」を議題といたします。管理者から、提案理由の説明を求めます。管理者。

〔管理者 小野登志子君登壇〕

○管理者（小野登志子君） 平成29年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計の決算の認定につきまして、本案につきましては、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、平成29年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計の決算の認定について、議決をお

願いするものでございます。

昨年度実施した主な事業といたしましては、新ごみ処理施設建設区地域振興費の交付、平成28年度からの継続事業である生活環境影響調査、平成29・30年度の2か年度で行う事業者選定アドバイザリー業務等がございます。

決算の詳細については、事務局長に説明をさせます。以上です。

○議長（杉山誠君） 事務局長に内容説明を求めます。事務局長。

[事務局長 望月昌浩君登壇]

○事務局長（望月昌浩君） それでは、議案第5号、平成29年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計決算について、内容の説明をさせていただきます。

まずは別冊の決算書6ページをお願いいたします。平成29年度組合会計の歳入総額は2億1,069万3,984円、歳出総額は1億7,193万5,736円であります。歳入歳出差引額は、3,875万8,248円となりました。

戻って、2ページをお願いいたします。歳入歳出決算書の歳入であります。1款1項負担金から4款1項繰越金までの合計で、予算現額2億994万7,000円に対し、調定額2億1,069万3,984円、収入済額も同額で2億1,069万3,984円となりました。不納欠損額及び収入未済額はありませんでした。

次の4ページ、5ページをお願いいたします。歳出でございます。1款1項議会費から4款1項予備費までの合計で、予算現額2億994万7,000円に対し、支出済額1億7,193万5,736円、翌年度繰越額2,279万9,000円、不用額1,521万2,264円となりました。

次に、決算書附属書類8ページ、9ページをお願いします。事項別明細書の歳入です。1款1項1目構成市負担金は、2市からの負担金でございます。一部事務組合の会計は、補助金や雑入等の諸収入を除いて、2市からの負担金で賄っております。負担金の計算方法は、総額の50%を均等割、残りの50%をごみ量割として平成29年度は平成27年度実績により按分しております。負担金の額は伊豆市分が7,943万1,138円、伊豆の国市分が9,386万6,862円となりました。

2款1項1目衛生費国庫補助金は、生活環境影響調査業務及び事業者選定アドバイザリー業務に係る循環型社会形成推進交付金で、対象経費の1/3が交付金額となり、平成29年度の交付額は834万3,000円でございました。

3款諸収入のうち、1項1目雑入は、情報公開請求に伴うコピー料、2項1目預金利息は、組合会計の利息益で、合計4,981円でございました。

4款繰越金は、平成28年度からの繰越金が545万3,003円、生活環境影響調査業務委託料に係る過次繰越し2,359万5,000円で、合計2,904万8,003円でございました。過次繰越し分を除いた繰越金545万3,003円につきましては、2市に精算金として返還しております。

以上、歳入合計で収入済額2億1,069万3,984円でございました。

次の10ページ、11ページをお願いいたします。事項別明細書の歳出になります。1款1項1目議会費は、予算現額46万7,000円に対し、支出済額38万163円、不用額8万6,837円で執行率81.41%でございました。こちらの支出につきましては、組合議会運営事業ということで、議会の開催と運営を行うための費用でございます。

次に、2款総務費のうち、1項総務管理費、1目一般管理費は、予算現額1億4,968万7,000円に対し、支出済額1億4,937万732円、不用額31万6,268円で、執行率99.79%でした。こちらの支出につきましては、主に組合職員の入件費負担金、組合事業に必要な物品等の購入、組合事務室・パソコン等機器の借上げに係る費用、過年度構成市負担金精

算金等でございます。また平成29年度は、新ごみ処理施設建設区地域振興費交付金の支出を行っております。

次に、2項監査委員費、1目監査委員費は、予算現額24万円に対し、支出済額19万643円、不用額4万9,357円で、執行率79.43%でございました。こちらの支出につきましては、12・13ページに移りまして、監査委員運営事業ということで、地方自治法に基づく監査の実施に伴うものでございます。

3款1項1目清掃総務費は、予算現額5,755万3,000円に対し、支出済額2,199万4,198円、翌年度繰越額2,279万9,000円、不用額1,275万9,802円で、執行率38.22%でございました。こちらの支出は、新施設整備事業ということで、一般廃棄物処理施設建設に伴う事業に係る費用でございます。平成29年度の主な事業としましては、平成28年度から継続費を設定しております生活環境影響調査、単年度事業の活断層調査、配水管布設工事等を実施しております。

以上、歳出合計で支出済額1億7,193万5,736円、継続費過去繰越額2,279万9,000円、不要額1,521万2,264円でございます。

続いて、14ページをお願いいたします。実質収支に関する調書です。歳入総額2億1,069万4,000円、歳出総額1億7,193万6,000円、歳入歳出差引額3,875万8,000円、翌年度へ繰り越すべき財源としまして、継続費過去繰越額が2,279万9,000円ですので、実質収支額は1,595万9,000円になります。

続いて、16ページをお願いいたします。財産にする調書でございます。1.公有財産のうち、まず(1)行政財産の土地及び建物につきましては、前年度末と変更ありません。こちらにつきましては、平成27年度に取得しました施設の建設用地でございます。(2)普通財産としての土地建物、(3)山林、(4)物件の取得はございませんでした。18ページをお願いいたします。(5)有価証券、(6)出資金及び出捐金もございませんでした。2.物品につきましては府用車1台で、前年度末と変更ありません。3.債権、4.基金はありませんでした。

また、地方自治法第233条第5項に定める主要な施策の成果を説明する書類としまして「事業別決算概要報告書(平成29年度)」と、地方自治法施行令第145条第2項に定める「平成29年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合継続費精算報告書」は別添のとおりとなります。

なお、こちらの、平成29年度の継続費精算報告書は今回お示ししておりますけれど、その後ろに、平成28年度の継続費精算報告書を添付しております。こちらは本来ですと、昨年度に提出しておかなければならぬものなのですが、昨年度に提出されていなかつたことが判明したため、お詫びして、あわせて提出させていただきます。

以上で、平成29年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計決算の説明とさせていただきます。

○議長(杉山誠君) 説明が終わりましたが、本案につきましては、監査委員から審査の意見書が提出されていますので、審査報告を求めます。柴田監査委員。

[監査委員 柴田三敏君登壇]

○監査委員(柴田三敏君) 議員選出の監査委員、柴田です。議案第5号、平成29年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計決算の認定について、審査を実施した結果と意見を述べさせていただきます。

議案書の15頁をお願いいたします。去る6月27日、伊豆市役所中伊豆支所3階第5会

議室において、平成29年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計決算審査を実施いたしました。決算書及び歳入歳出事項別明細書は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、決算内容については計数的に正確であり、予算の執行状況も全般的に適正であると認められました。

審査を実施した結果、監査委員として、3点意見を述べさせていただきましたので、申し上げます。

まず1点目は、組合予算の適正な執行について、でございます。今後も地方自治法に規定されているとおり、最小の経費で最大の効果を挙げるよう、適正な予算執行をお願いいたします。

2点目は、事業者選定業務について、でございます。新ごみ処理施設整備事業は、両市にとって、数十年に一度の非常に重要な事業であります。将来にわたって安心安全で確実な処理を行うことができる、より良い施設を整備するため、履行能力の高い最良の事業者を選定することに努められるようお願いいたします。

3点目は、佐野区交付金について、でございます。平成29年度に佐野区に交付されました地域振興費に関しては、両市の公費を財源としていることに鑑み、佐野区との覚書により、適正な資金管理が行われていることの確認を行っていくようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（杉山誠君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。3番、西島信也議員から質疑の通告がございましたので、これを許します。なお、決算に関する質疑については、申し合わせにより、1回目は総括質疑とし、2回目から款ごと2回ずつでできることとしておりますので、お願いいたします。それでは、3番、西島信也議員。

〔3番 西島信也君登壇〕

○3番（西島信也君） 3番、西島信也です。私はこの決算につきまして、質問をするわけですけれども、その前にひとこと申し上げておきたいのは、まずこれは、質問通告書を出せと、8月3日までに出しなさい、という通知があったわけですけれど、これはまだ決算の議案も上がっていないのに、通告を出せというのではなくおかしいことで、どんなことを言うのかわからないのに、本当に決算の認定を今日出すかどうかわからぬいに質問の通告を出せというのは、これは非常におかしいと。これは議会のことですけれど、是非、今後改めていただきたいと思います。そこで私が、質疑通告書で出したのですけれど、そういうことで、質疑はするかもしれないけれど、何を質疑するかはわからないから、書かなかったわけです。それで、3点ほど質疑をしたいと思います。

まず、歳入歳出決算書の11ページ、19節、新ごみ処理施設建設区地域振興費交付金1億円、これは佐野区へ交付したものだということで、内容等は大体、今まで説明があつたわけですが、改めて、ここで説明を受けたいと思います。まずこの交付金1億円は、これは何のために交付したのか、交付理由を1点目にお聞きしたいと思います。2点目。この1億円は何に使えるのか。何のために使うのか、ということをお伺いしたい。3点目。使う場合、どういう手続きで支出できるのか。これはもう佐野区の貯金通帳に入っているということですから、法的に人のところへ入ったものを、組合なり構成市なりが何か言うことができるのかどうかわかりませんけれども、そういう手続きはどうなっているのでしょうか、ということが3点目。

次に13ページ、新施設整備事業、13節、生活環境影響調査業務委託料です。28・29の2か年間でやったと思うのですけれど、これも今まで説明が若干あったわけですが、

ここで決算を認定するのにつきまして、どういう調査をしたのか、その調査結果、ここに建てていいところなのかどうなのかということを、1つ目にお伺いします。2つ目。同じく13節、活断層調査業務委託料264万6千円というものがありますけれど、これは、建設予定地の南側に昔、昭和5年の北伊豆地震というのがありますまして、そこで大規模な土砂崩れが起きたわけです。土砂崩れが起きて、狩野川の水を長期間に渡りせき止めてしまったという事例があったわけです。活断層ということですから地震のことだと思うのですけれど、どういう調査をやって、その結果どうなのか、安全だったのかどうだったのか、ということをお伺いいたします。以上3点です。よろしくお願ひします。

○議長（杉山誠君）　ただいまの西島議員の質疑に対し、答弁を願います。管理者。

〔管理者 小野登志子君登壇〕

○管理者（小野登志子君）　西島議員のご質問にお答えします。まず、2款、新ごみ処理施設建設区地域振興費交付金につきましては、平成27年1月27日に締結した「広域廃棄物処理施設に関する基本協定書」及び平成29年5月24日に締結した「新ごみ処理施設建設に伴う伊豆市佐野区への地域振興に関する協定書」「新ごみ処理施設建設に伴う伊豆市佐野区への地域振興費に係る覚書」に基づき、平成29年12月20日に佐野区へ1億円を交付いたしました。

次に3款、生活環境影響調査業務委託料について、でございます。こちらは平成28年度、29年度の継続事業として調査を実施し、その結果につきましては、平成29年12月26日の組合議員説明会、その後1月9日から1月27日にかけて、地元地区説明会を5回、両市の説明会を各1回、計7回の説明会を開催いたしました。その中で、新ごみ処理施設設置に係る生活環境への影響はごくわずかであり、周辺住民への影響はないものと説明しております。

活断層調査業務委託料につきましては、文献調査及び現地調査を行い、その結果、施設建設に問題ないと判断しております。以上です。

○議長（杉山誠君）　答弁が終わりましたので、再質疑を許します。まずは、歳出2款について、再質疑はございますか。西島議員。

○3番（西島信也君）　19節の新ごみ処理施設交付金の件です。今、管理者からお話がありまして、地域振興のために使うのだということですけれども、具体的に言うと、どういうものが地域振興にあたるのでしょうか。例えば、公民館を建てるのに使ったらいいのか、お宮さんを修理するのに使ったらいいのか、道路の拡幅なのか、これは考えられるのはどういうことか、ということと、手続きということで、使うのは両市の承認がいるとかいう話があったわけですけれど、監査報告にも組合が管理するようなことを書いてありましたが、これはどこがどういうふうにしてやるのか。その2点、何に使うのか、地域振興とはどんなものか、それから手続きはどういうふうにして支出できるのか、支出と言ってもこれはもう佐野区の貯金通帳に入っているわけですから黙って使うことだって考えられますけれど、それはどうなっていますか。

○議長（杉山誠君）　答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君）　西島議員のご質問にお答えします。まず1点目の、地域振興費を何に使うのかということで、地域振興費に係る覚書を交わす際に地区に説明する中で、当初色々な意見が出ました。西島議員の言うように公民館ですとか、街灯のLED化とか、色々な意見が出ましたけれど、公民館の改築につきましても、県道の拡幅などで変わる可能性があるということで、決定はしておりませんけれど、地域振興費ですの

で、公益性のあるも事業、そういうものに充てるということに覚書ではなっています。もう一つ、どういうふうに支出するかという手続きですけれど、これは特別会計を設置しておりますのでその中で、佐野区の振興基金特別管理委員会というのを別途設けております。この管理委員会の中には、両市の環境衛生担当課長、組合の事務局長が入りまして、どういうものに使うか、公益性があるのか、必ず審議することになっております。また、特別会計で基金を管理しておりますので、使う時には一般会計へ繰出して使うということで取決めをしております。以上です。

○議長（杉山誠君） 再質疑はありますか。西島議員。

○3番（西島信也君） わかりました。特別会計、一般会計というのは、それは組合とか市の会計ではないですよね。区の会計ということでよろしいですか。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） 西島議員のおっしゃるとおり、区の会計で、一般会計と、基金を設けている特別会計ということでございます。

○議長（杉山誠君） 次に、歳出3款について、再質疑はございますか。

○3番（西島信也君） 3款の生活環境影響調査について、これは影響がほとんどないという話で、それで私はいいと思います。次に活断層の調査ですけれど、私が危惧しているのは、先ほど言いましたが、あの上に断層があるわけですよ。南側に。すぐ横ではないですけれど。昭和5年の北伊豆地震の時に大規模な土砂崩れが起きているわけですよ。そのあたりは大丈夫なのでしょうか。それともう一つ、これは活断層調査ではないですけれど、先ほども70何メートルに盛土をするという話でしたが、そこは確かに浸水区域になっているはずです。伊豆市のハザードマップには載っています、一つは狩野川から水が出る浸水と、もう一つは予定地の上に早霧湖という大規模な灌漑用水の池があるのでね。それが昭和5年の北伊豆地震の時も、そこがずれているのですね。そのあたりも併せて大丈夫なのでしょうか。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） 最初に活断層の調査の件ですけれど、西島議員のおっしゃるとおり、昭和5年の北伊豆地震、これは丹那のほうから活断層があって、その末端が伊豆市の建設予定地近くの、佐野断層と旭滝断層というのがございます。これが建設予定地に一番近い断層ですけれど、この北伊豆断層全体を見ますと、この活動周期というのが1,400年から1,500年という間隔で、今後300年以内に同規模の地震が発生する確率はほぼゼロということがあります。しかも、建設予定地にはその活断層がかかっておりませんので、この施設の整備については、そのあたりは心配ないと考えています。もう一つ、早霧湖の件と高さの件です。早霧湖が決壊すると、0.5メートルくらいの浸水地に建設地がかかる可能性もございますので、狩野川の浸水区域も加味しまして、盛土をしていくというふうに考えております。

○議長（杉山誠君） 再質疑はありますか。西島議員。

○3番（西島信也君） わかりました。防災対策はしてもらいたいと思うのですけれど、早霧湖のほうは山の上ですから、山の上から来るものに盛土をしてもなかなか難しいのではないかという気もするわけですけれど。それから、活断層ですけれど、300年くらいこない、という話ですね。それを信じまして、質問を終わります。

○議長（杉山誠君） これで、西島議員の質疑を終わります。これにて質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論はござりますか。

(「ありません」の声あり)

○議長（杉山誠君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。採決は起立表決により行います。議案第5号「平成29年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計決算について」、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[全員起立]

○議長（杉山誠君） 起立者全員。よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山誠君） 日程第9、議案第6号「平成30年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計補正予算（第2回）」を議題といたします。管理者から、提案理由の説明を求めます。管理者。

[管理者 小野登志子君登壇]

○管理者（小野登志子君） 平成30年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計補正予算（第2回）についてご説明申し上げます。本案は、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計予算の総額に歳入歳出それぞれ1,502万4,000円を追加し、予算総額を9,402万4,000円とするものと、あわせて、継続費の変更を行うものであります。詳細については、事務局長に説明をさせますので、よろしくご審議をいただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（杉山誠君） 事務局長に内容説明を求めます。事務局長。

[事務局長 望月昌浩君登壇]

○事務局長（望月昌浩君） それでは、議案第6号、平成30年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計補正予算（第2回）の内容の説明をさせていただきます。

別冊の議案書1ページをお願いいたします。今回の補正につきましては、第1条第1項にあります、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,502万4,000円を追加しまして、予算総額を9,402万4,000円とするものと、第2条にあります、継続費の変更を行うものであります。

次の2ページ、3ページをお願いいたします。第1表、歳入歳出予算補正であります。2ページの歳入です。補正額は、2款国庫支出金が93万4,000円の減額、4款繰越金が1,595万8,000円の増額となり、歳入合計は補正前の額7,900万円に補正額1,502万4,000円を追加して9,402万4,000円とするものであります。

次に3ページの歳出であります。補正額は、2款総務費、1項総務管理費が1,595万8,000円の増額、3款衛生費、1項清掃費が93万4,000円の減額となり、歳出合計は補正前の額7,900万円に補正額1,502万4,000円を追加しまして9,402万4,000円とするものであります。

次に4ページをお願いいたします。第2表、継続費補正でございます。3款衛生費、1項清掃費、新施設整備事業（事業者選定アドバイザリー業務委託料）につきまして、平成29年度から30年度の継続費でございますが、補正前の継続費の総額及び平成30年度の年割額から93万4,000円を減額する変更を行いまして、補正後の総額を3,795万7,000円、30年度の年割額を1,515万8,000円とするものでございます。

次に8ページ、9ページをお願いいたします。事項別明細書の歳入です。2款国庫支

出金、1項国庫補助金、1目衛生費国庫補助金93万4,000円の減額につきましては、説明欄にありますように、循環型社会形成推進交付金の平成30年度交付予定額が、平成29年度に前倒して交付されたことによるものでございます。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金1,595万8,000円の増額につきましては、平成29年度決算で生じた歳入歳出差引額3,875万8,248円のうち、過次繰越額2,279万9,000円を減じた1,595万9,248円を平成30年度に繰越すものです。当初予算に1,000円計上してございますので、補正額は1,595万8,000円となります。

次に10ページ、11ページをお願いいたします。事項別明細書の歳出です。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費を1,595万8,000円増額し、23節償還金利子及び割引料、過年度構成市負担金精算金としまして、平成29年度から繰越した剩余金を構成市に返還いたします。

3款衛生費、1項清掃費、1目清掃総務費93万4,000円の減額は、歳入の循環型社会形成推進交付金減額に伴い、事業者選定アドバイザリー業務委託料の減額を行うものであります。

以上で平成30年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計補正予算（第2回）の内容説明を終わらせていただきます。

○議長（杉山誠君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。申し合わせによる本案に対する質疑の通告はありませんでしたので、質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論はございますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（杉山誠君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより採決に入れます。採決は起立表決により行います。議案第6号「平成30年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計補正予算（第2回）」を、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（杉山誠君） 起立者全員。よって、本案は原案のとおり承認されました。

#### ◎閉会の宣告

○議長（杉山誠君） 以上で、本議会に付議されました案件はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。本議会で議決された事件の字句及び数字、その他の整理を要するものにつきましては、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会会議規則第39条の規定に基づき、その整理を議長に委任させていただきたいと考えますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉山誠君） 異議なしと認めます。よって、整理を議長に委任させていただきます。

これにて平成30年第2回伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

閉会12時00分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議長 杉山誠

署名議員 田中正男

署名議員 波多野清明